

第15回

菊池川クリーンリバー作戦

7月28日(日)、青年部会主催で「第15回菊池川クリーンリバー作戦」が開催されました。前日の天気予報では28日午前中は「小雨」、午後から「くもり」ということで、開催が危ぶまれていましたが、雨に降られることもなく無事開催することが出来ました。



会員と家族、菊池税務署、関係企業、一般市民、北消防署、合わせて約167名が七城町宮園橋下に集合し、8時半から約1時間、河川周辺のゴミ拾いに汗を流しました。

ゴミ拾いの後、恒例のゴムボートによる川下りが行われ、約50名(子供30、大人20名)が14艇のボートに乗船して心地よい川面を漕ぎ下りました。

11時過ぎからは鴨川公園に場所を移して、菊池広域連合北消防署の皆さんによる救急救命方法の講習が行われました。夏休みに入って、子供の水の事故も多くなっていることもあり、子供たちより保護者の皆様が、心臓マッサージの実演やAED操作方法等に熱心に聞き入っていました。

昼食は恒例のバーベキュー大会となり、焼肉、ウインナー、串焼き、焼きそばに女性部会手作りのおにぎりも加わり、大人も子供も大満足の様子でした。昼食途中で実施した税金クイズも多くの子供たちが参加して税への関心を啓発することができました。

最近のマナーも向上して、ゴミ拾いで集まるゴミの量も減ってきているようですが、来年も第16回菊池川クリーンリバー作戦として実施する予定です。多くの皆様のご参加をお待ちしております。



インターネットセミナーのご案内

菊池法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/kikuchi/>



会員ID:hj3711 パスワード:9444

会員の方は200タイトル以上のセミナーが無料で受講できます。

インターネットセミナーは、菊池法人会ホームページからバナーをクリックしていただき、インターネットセミナーのサイトに入っていただきます。さらに、そこで「ID」と「パスワード」を入力する事により、ポータルサイトと呼ばれる受講可能画面へと誘導されます。

ポータルサイト上には、様々な種類のセミナーが常時掲載されており、24時間いつでも受講ができ、(ADSL8M以上が必要)受講可能なセミナーは200本以上(スタート時)で、毎月5~6本のコンテンツが追加されていく予定です。

お問い合わせは菊池法人会事務局まで TEL:0968-36-9444

日本の美と心を現代に

匠の技

株式会社 坂本工務店

〒869-1207 熊本県菊池市旭志新明 2487-1

TEL 0968-37-3580 FAX 0968-37-3452

<http://www.sakamotokoumuten.biz/>

E-mail: takumi-4@agate.plala.or.jp

消費税転嫁対策特別措置法が成立しました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法は、平成25年10月1日から施行されます（同法は、平成29年3月31日まで適用されます。）。政府としては、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っていきます。

I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否をする側（規制対象）（買手）	転嫁拒否をされる側（売手）
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等	資本金3億円以下の事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買ったたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 税抜価格での交渉の拒否	消費税抜価格（本体価格）で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

I に関する問い合わせ先：公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471（代表）

II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

II に関する問い合わせ先：消費者庁表示対策課 03-3507-8800（代表）

III 価格の表示に関する特別措置

（1）平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

（例1）値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

〇〇円（税抜） 〇〇円（税抜価格） 〇〇円（本体価格） 〇〇円＋税

（例2）個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

（2）事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項（不当表示）の規定は適用しないこととされました。

III(1)に関する問い合わせ先：財務省主税局税制第二課 03-3581-4111（代表）

III(2)に関する問い合わせ先：消費者庁表示対策課 03-3507-8800（代表）

IV 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります（公正取引委員会が定めた期間内にあらかじめ届け出ることが必要です。）。

（1）転嫁カルテル（消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為）

（例1）事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

（例2）消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格（本体価格）を決めることは、適用除外の対象にはなりません（独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。）。

※ 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額 （会社）	又は 常時使用する従業員数 （会社又は個人）
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下	業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下	300人以下

（2）表示カルテル（消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為）

（例1）税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

（例2）税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

IVに関する問い合わせ先：公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471（代表）

2013.6.20

＝平成 25 年度 公益社団法人 菊池法人会 役員名簿＝

役 職	氏 名	支 部 ・ 委 員 会	法 人 名
会 長	山 内 彰 雄	菊 陽 支 部 長	(株)山内本店
筆頭副会長	山 下 和 貴	菊 池 支 部 長	(株)サンワハイテック
副 会 長	合 志 文 夫	大 津 支 部 長	(有)熊日大津南販売センター
〃	大 嶋 基 幸	合 志 支 部 長	(有)大嶋造園
理 事	土 本 勝 洋	菊 池 副 支 部 長	(有)クドウ工業
〃	佐 々 孝一郎	〃 副 支 部 長	新古閑養豚農事組合
〃	杉 田 滋 人	〃 副 支 部 長	菊南運輸倉庫(株)
〃	日 野 眞 一	大 津 副 支 部 長	(有)日野環境
〃	野 上 武	菊 陽 副 支 部 長	(株)菊陽自動車学校
〃	上 林 節 郎	合 志 副 支 部 長	上林工業(株)
〃	鈴 木 憲 治	〃 副 支 部 長	黒石原産業(株)
〃	加茂野 伸一郎	総 務 委 員 長	(有)熊日菊池西部販売センター
〃	田 上 繁 登	総 務 副 委 員 長	(有)タノウエ
〃	杉 田 不二男	共益事業推進委員長	不二精密工業(株)
〃	池 田 裕 一	〃 副委員長	(有)池田塗装工業
〃	永 野 昭 一	税 制 ・ 税 務 委 員 長	(株)トレンズ
〃	上 村 信 敏	〃 副委員長	(株)アスク工業
〃	本 田 純 一	公 益 事 業 推 進 委 員 長	(有)ファミリー電器
〃	佐 藤 日出美	〃 副委員長	菊陽自動車整備(協)
〃	木 崎 利 勝	広 報 委 員 長	(有)アド・プラン
〃	田 吹 光 幸	〃 副委員長	(株)田吹製材所
〃	家 入 昇	厚生事業等推進委員長	(株)イエイリ
〃	松 平 哲 男	〃 副委員長	(有)松平板金ダクト工業
〃	中 川 訓 治	青 年 部 会 担 当	(資)ナカガワ
〃	加茂野 伸一郎	女 性 部 会 担 当	(有)熊日菊池西部販売センター
〃	富 田 篤 則	青 年 部 会 長	(株)エーイーディー
〃	大 塚 美代子	女 性 部 会 長	(有)共栄
監 事	峯 隆 吉	合 志 支 部	(株)峯樹木園

新旧 事務局 長 挨拶



蟻川 亮一

初めまして、私は7月から菊池法人会の事務局長を拝命した蟻川亮一と申します。

昭和32年4月生まれの56歳、生まれは天草です。現在熊本市の北区清水町に住んでおります。前職は日本たばこ産業(株)で営業や総務部門の仕事をしておりました。

15年間事務局長をされた前任の小川事務局長の後ですので、何かと至らぬ事もあるかと存じますが、全力で務めさせていただきますので、皆様どうぞよろしくお願い致します。



小川 公夫

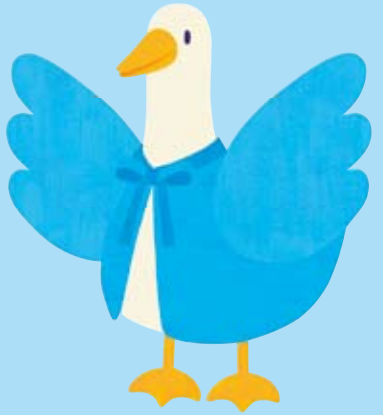
お世話になりました。平成10年7月、菊池法人会に入社以来15年の永きに亘り、公私ともに人方ならぬご指導とご厚情を賜り、大過なく職務を全うすることが出来、今日を迎えられましたことを心から感謝申し上げます。

今年4月から公益社団法人としての新たな菊池法人会が出発しました。会員の皆様一人お一人の支えで公益事業の確立が出来ます事をご祈念申し上げ、私の御礼と致します。ありがとうございました。

No.1 アフラックはがん保険
契約件数 No.1
平成24年版「インシュアランス生命保険統計号」

現在のがん治療に合わせて進化した
アフラックの「がん保険」

法人会会員企業に
お勤めの皆様には、
お一人からでも
集団取扱の割安な保険料で
ご加入いただけます。



青いダック

— 法 人 会 —

生きるための
がん保険 Days

■引受保険会社(お問い合わせ先)

「生きる」を創る。

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

◎商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

熊本支社
〒860-0803

熊本市中央区新市街11-18
熊本第一生命ビルディング10F
TEL 096-322-3228

法人会フリーダイヤル

0120-876-505

AF法推-2013-0016-1307527 4月16日

法人会の会員募集中

入会申込書は法人会事務局へ
連絡いただければ、お届けします

菊池市旭志川辺 1884-1 公益社団法人 菊池法人会
TEL 0968-36-9444 FAX 0968-36-9445
E-mail: kikuhoujin@juno.ocn.ne.jp

電気・空調・太陽光発電設備・九電指定店・電気温水器

< お客様に育まれ お客様と共に歩む >

有限会社 城北電気工事

熊本県知事許可(般-23)4496号



(0968) 25-3613(代)

菊池市大琳寺 362-1

FAX

25-3638

住宅情報

有限会社 **アサヒ住販**
345-1801

不動産コンサルティング技能登録 1797号

不動産のコンサルタント

株式会社 **フジ開発**
345-1800

取締役社長
不動産アナリスト

上田 耕三

